

日医発第 260 号（保 46）（介 18）（地 I 52）  
平成 19 年 6 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
唐澤祥人

#### 基本診療料の施設基準等を一部改正する件の適用等について

平成 19 年 5 月 31 日付け厚生労働省告示第 204 号により「基本診療料の施設基準等」（平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 93 号）が、また、同日付け保医発第 0531002 号厚生労働省保険局医療課長通知により「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306002 号）が一部改正され、介護保険移行準備病棟（又は介護保険移行準備病床）に移行できる場合の要件が緩和されました。

今回の改正の内容は、下記 1. 及び 2. のとおりであります。

なお、今回の改正にあわせ、同日付け医政総発第 0531001 号厚生労働省医政局総務課長通知により「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」が示されました。

今回の改正により、医療法の規定に基づき一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟（又は有床診療所）についても介護保険移行準備病棟（又は介護保険移行準備病床）に移行することが可能となりましたが、当該病床種別の変更に当たり、当該病院又は診療所の従業員の員数が、医療法施行規則に規定する従業者の員数の標準以下である場合が継続している場合であっても、当該病床種別の変更の許可を与えることができる旨示されております。

また、平成 19 年 5 月 31 日付け保医発第 0531002 号厚生労働省保険局医療課長通知により「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306001 号）が一部改正され、区分「B001」特定疾患治療管理料の「2」特定薬

剤治療管理料におけるテオフィリン製剤投与患者について、その対象疾患として「未熟児無呼吸発作」が追加されました。改正の内容は、下記3. のとおりであります。

未熟児無呼吸発作治療薬としましては、平成16年6月25日付け厚生労働省告示第252号（平成16年7月1日付け日医発第341号にてご連絡済み）にてアプニション注15mg（アミノフィリン製剤）が、平成18年6月9日付け厚生労働省告示第391号（平成18年6月19日付け日医発第297号にてご連絡済み）にてアプネカット経口10mg（テオフィリン製剤）が薬価基準に収載されております。これらの製剤につきましては、その用法・用量等において血中濃度測定の必要性が規定されていること等に鑑み、今般、特定薬剤治療管理料の対象とされたものであります。なお、アプニション注15mgはアミノフィリン製剤であります。従前のアミノフィリン製剤の取扱いと同様に、特定薬剤治療管理料の対象となります。

つきましては、本通知の内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成18年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

## 記

### 1. 「基本診療料の施設基準等」（平成18年3月6日厚生労働省告示第93号）の一部改正

(1) 病院における介護保険移行準備病棟への移行の要件として、平成18年6月30日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟としていた規定を改め、一定の医療療養病棟について、介護保険移行準備病棟へと移行できることとした。

(2) 有床診療所（療養病床に係るものに限る。）における介護保険移行準備病床への移行の要件として、平成18年6月30日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定していた有床診療所としていた規定を改め、一定の医療療養病床について、介護保険移行準備病床へと移行できることとした。

### 2. 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306002号）の一部改正

同一病棟（又は同一有床診療所（療養病床に係るものに限る。))で医療療養病床と介護療養病床が混在する場合であっても、当該医療療養病床を単位とし、介護保険移行準備

備病棟（又は介護保険移行準備病床）として移行できることとした。

(参 考)

区 分		医療保険		介護保険	
		医療療養病棟 (又は医療療 養病床)	介護保険移行 準備病棟 (又は介護保 険移行準備病 床)	介護療養型医 療施設	経過型介護療 養型医療施設
医 療 保 険	医療療養病棟 (又は医療療養病 床)		×	○	○
	介護保険移行準備 病棟 (又は介護保険移 行準備病床)	×		○※	○※
介 護 保 険	介護療養型医療施 設	○	○※		○
	経過型介護療養型 医療施設	○	○※	○	

- ：同一療養病棟内（又は同一有床診療所内の療養病床）で混在できる
- ×
- ※：今回新たに混在可とした部分

3. 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の一部改正

区分「B001」特定疾患治療管理料の「2」特定薬剤治療管理料の算定対象として、テ

オフィリン製剤を投与しているものについて、従来の気管支喘息、喘息性（様）気管支炎、慢性気管支炎及び肺気腫の患者に加え、未熟児無呼吸発作の患者を対象とした。

以上

（添付資料）

1. 官報（平 19. 5. 31 第 4594 号抜粋）
2. 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について  
（平 19. 5. 31 保医発第 0531002 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
3. 「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」の送付について  
（平 19. 5. 31 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）  
※ 「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」（平 19. 5. 31 医政総発第 0531001 号 厚生労働省医政局総務課長通知）の発出に係る事務連絡

（参考資料）

1. 基本診療料の施設基準等（平成 18 年厚生労働省告示第 93 号） 新旧対照条文



第3 規則第31条の2第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格JIS B9927(クリーンルーム用エアフィルタ性能試験方法)に規定する試験方法による試験を行った場合に、JIS Z8122(コンタミネーションコントロール用語)の4114に掲げる性能又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

○厚生労働省告示第二四二四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の二十九第三項及び第四項、第三十一条の三十第三項及び第四項、第三十一条の三十二第四項並びに第三十一条の三十四第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等を次のように定め、平成十九年六月一日から適用する。

平成十九年五月三十一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第99号。以下「規則」という。)第31条の29第3項及び第4項並びに第31条の33第4項の厚生労働大臣が定める三種病原体等は、次に掲げるものとする。

- 1 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)CVS(Challenge Virus Standard)株
- 2 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)ERA(Evelyn Rokitniki Abelseth)株
- 3 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)Flury株
- 4 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)Fuenzalida S-51株
- 5 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)Fuenzalida S-91株
- 6 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)Kelev株
- 7 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)LEP株
- 8 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)Nishigahara株
- 9 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)Paris Pasteur株

- 10 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)PM(Pilman-Moore)株
- 11 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)PV株
- 12 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)SAD(Street-Alabama-Dufferin)株
- 13 リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス)Vnukovo-32株

第2 規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、インフルエンザウイルスA風インフルエンザAウイルス(血清型がH5N1又はH7N7であるものに限る。)であって、以下のいずれかの基準に適合するものとする。

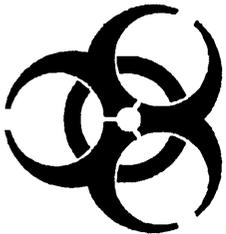
- 1 4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと
- 2 6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数(IVPI)が1.2以下であること
- 3 HA蛋白の開裂部位にこれまで確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと

○厚生労働省告示第二四二三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の三十一第二項第九号、第三十一条の三十二第二項第三号及び同条第三項第七号、第三十一条の三十三第一項第三号及び同条第三項第八号並びに第三十一条の三十四第一項第三号及び同条第三項第八号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の三十一第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める標識を次のように定め、平成十九年六月一日から適用する。

平成十九年五月三十一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



○厚生労働省告示第二四二四号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に基づき、基本診療料の施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十三号)の一部を次のように改正し、平成十九年六月一日から適用する。

平成十九年五月三十一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第十一の五中「平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であつて」を削り、「入院しているもの」を「入院している療養病棟」に改め、「つては」の下に「第一、第二、第四及び第五の一(⑥)及び七を除く」の基準に適合し、かつ」を加え、第十一の六中「平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関であつて」を削り、「入院しているもの」を「入院している診療所である保険医療機関の療養病床」に改め、「つては」の下に「第一、第二、第四及び第六の一の基準に適合し、かつ」を加える。

○厚生労働省告示第二四二五号

厚生労働大臣が定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療及び施設基準(平成十八年厚生労働省告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、平成十九年六月一日から適用する。

平成十九年五月三十一日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第二項に次の一号を加える。  
九十九 定量的CIを用いた有酸素療法による骨密度予測評価(骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍肥後若しくは骨髄炎、肥後の症状に係るものに限る。)の施設基準  
イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら整形外科に従事し、当該診療料について六年以上の経験を有していること。
- (2) 日本整形外科学会の認定する整形外科専門医であること。
- (3) 当該療養について一年以上の経験を有していること。
- (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を報告していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科を標榜していること。
- (2) 当該療養を実施する診療料において、常勤の医師が配置されていること。
- (3) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
- (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

○農林水産省告示第七百五十二号

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令(平成十八年農林水産省令第六十九号)附則第二条及び第三条の規定に基づき、農林水産大臣が指定する地域を次のように指定し、平成十九年六月一日から施行する。

平成十九年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊

一 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令(次号において「整備省令」という。)附則第二条の農林水産大臣が指定する地域は、鹿児島県の区域のうち、西之表市、奄美市、熊毛郡(中種子町及び南種子町に限る。)及び大島郡(大和村、宇津村及び瀬戸内町を除く。)の区域並びに沖縄県の区域のうち、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡、中頭郡及び島尻郡(与那原町、南風原町、伊是名村、久米島町及び八重瀬町に限る。)の区域とする。

二 整備省令附則第三条の農林水産大臣が指定する地域は、宮崎県の区域のうち、都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡及び児湯郡(高鍋町に限る。)の区域並びに鹿児島県の区域のうち、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、指宿郡、川辺郡、出水郡、始良郡(始良町及び湧水町に限る。)、曾於郡、肝属郡及び熊本郡(中種子町及び南種子町に限る。)の区域とする。



保医発第0531002号  
平成19年5月31日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保健主管課（部）長  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

#### 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）（以下「改正告示」という。）が公布され、平成19年6月1日付で適用されることとなったところであるが、その改正の内容、留意事項等については下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図らねたい。

#### 記

##### 第一 改正の内容

- 1 病院の療養病棟の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、平成18年6月30日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟としていた規定を改め、一定の医療療養病棟について、介護保険移行準備病棟（基本診療料の施設基準等の第十一の五に規定する病棟をいう。以下同じ。）へと移行できるようにすること。
- 2 有床診療所（療養病床に係るものに限る。以下同じ。）の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、平成18年6月30日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定していた有床診療所としていた規定を改め、一定の医療療養病床について、介護保険移行準備病床（基本診療料の施設基準等の第十一の六に規定する診療所をいう。以下同じ。）へと移行できるようにすること。

##### 第二 適用に当たっての留意事項

- 1 改正告示の適用前は、平成18年6月30日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟のみが介護保険移行準備病棟へ移行が可能としていたところであるが、改正告示の適用後は、従前の病棟に加え、次の病棟などについて、平成24年3月31日まで

の間、いつでも介護保険移行準備病棟へ移行し、療養病棟入院基本料2の算定が可能となるものであること。

- ・療養病棟入院基本料2を算定する療養病棟
- ・特別入院基本料を算定する療養病棟
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する療養病棟
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟

2 改正告示の適用前は、平成18年6月30日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定していた有床診療所のみが介護保険移行準備病床へ移行できることとしていたところであるが、改正告示の適用後は、従前の有床診療所に加え、次の有床診療所などであっても、平成24年3月31日までの間、いつでも介護保険移行準備病床へ移行し、有床診療所療養病床入院基本料2の算定が可能となるものであること。

- ・有床診療所療養病床入院基本料2を算定する有床診療所
- ・特別入院基本料を算定する有床診療所
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る有床診療所

### 第三 その他

病院の療養病棟（又は有床診療所）の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、同一病棟（又は同一有床診療所）で医療療養病床と介護療養病床が混在する場合であっても、当該医療療養病床を単位とし、介護保険移行準備病棟（又は介護保険移行準備病床）として移行できるようにするという観点から、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306002号）の一部を別添1のとおり改正し、本年6月1日より適用する。

また、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の一部を別添2のとおり改正し、本年6月1日より適用する。

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(平成18年3月6日保医発第0306002号)の一部改正について

別添2の第2の9の(3)を次のように改める。

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

9 介護保険移行準備病棟に係る当該病棟の入院患者に対する「基本診療料の施設基準等」の別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者の割合の算出方法等

- (3) 介護保険移行準備病棟の届出を行う病棟に~~あつては~~、~~当該病棟内に~~介護療養型医療施設(経過型介護療養型医療施設を含む。)の指定を受けた病床を~~有していない~~が混在できるものであること。なお、その場合には、当該病棟の病床のうち、介護保険移行準備病棟に係る病床として指定するものについては、介護保険移行準備病棟の施設基準を満たしていれば良いものであること。

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」  
(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部改正について

別添1の第2章第1部「B001 特定疾患治療管理料」の「2 特定薬剤治療管理料」の(1)のウを次のように改める。

2 特定薬剤治療管理料

(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。

ウ 気管支喘息、喘息性(様)気管支炎、慢性気管支炎又は、肺気腫又は未熟児無呼吸発作の患者であってテオフィリン製剤を投与しているもの

事 務 連 絡

平成19年5月31日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保健主管課（部）  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）

} 殿

厚生労働省保険局医療課

「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」の送付について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）が公布され、平成19年6月1日付で適用されることとなったことに伴い、医政局総務課長より、平成19年5月31日医政総発第0531001号が発出されていますので、参考までに送付いたします。



医政総発第0531001号  
平成19年5月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る  
一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）が公布されたことに伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について」（平成19年5月31日保医発第0531002号）が発出され、新たに介護保険移行準備病棟等に移行できる医療療養病棟等として、「医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟」、「医療法第7条第3項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る有床診療所」等が示されたところである。

この場合に、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可の手続を行うに当たっては、下記のように取り扱うものであることを、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に周知願いたい。

#### 記

病院又は診療所を開設した者が、当該病院又は診療所の病床の種別を一般病床から療養病床に変更しようとするとき、当該病院又は診療所の従業者の員数が、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条又は第21条の2に規定する従業者の員数の標準以下である状態が継続している場合であっても、医療法第7条第2項又は第3項に規定する変更の許可を与えることができるものであること。

新旧対照条文

◎基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十一 経過措置</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院している療養病棟については、<u>第一、第二、第四及び第五の一（6）及び（7）を除く。</u>の基準に適合し、かつ介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の（2）のイに該当するものとみなす。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>六 別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院している診療所である保険医療機関の療養病床については、<u>第一、第二、第四及び第六の一の基準に適合し、かつ介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の（3）のイに該当するものとみなす。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>第十一 経過措置</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であつて、<u>別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の（2）のイに該当するものとみなす。</u></p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>六 平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定する診療所である保険医療機関であつて、<u>別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の（3）のイに該当するものとみなす。</u></p> <p>(1)、(2) (略)</p>